公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月７日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年７月４日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社上窪工務店　齋藤　嘉安　新潟県糸魚川市大字田海5575　国土交通大臣許可（般－６）第18493号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年７月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告